

○ 傷害被告事件 (昭和三十一年(あ)第八〇三三號 棄却)
同三十一年四月二十三日第三小法廷決定

【上告人】 被告人 豊島一広 弁護人 今長高雄

【第一審】 福岡地方裁判所小倉支部 【第二審】 福岡高等裁判所

○ 判示事項

胸部打撲痛と身体傷害

○ 決定要旨

他人の身体に対する暴行により、その胸部に疼痛を生ぜしめたときは、たとい、外見的には皮下溢血、腫脹または肋骨骨折等の打撲痕は認められな
いにしても身体傷害にあたるものと解すべきである。

【参照】 刑法第二〇四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者は十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

○ 主 文

本件上告を棄却する。

○ 理 由

弁護人今長高雄の上告趣意第一点について。

【要旨】

所論は、原判決の傷害の解釈を非難し大審院判例に違反すると主張する。しかし原判決が、刑法にいわゆる傷害とは、他人の身体に対する暴行によりその生活機能に障がいを与えることであつて、あまねく健康状態を

不良に変更した場合を含むものと解し、他人の身体に対する暴行により、その胸部に疼痛を生ぜしめたときは、たとひ、外見的に皮下溢血、腫脹又は肋骨骨折等の打撲痕は認められないにしても、前示の趣旨において傷害を負わせたものと認めるのが相当であると判示したのは正当であつて誤りはない。所論引用の各判例は、いずれも前示と同趣旨に帰する判断を示しているものであるから、判例違反というは全く当らない。所論は結局原審の正当にした証拠の取捨判断ないし事実認定を非難するに、判例違反の名をもつてするにすぎず、採用のきりでない。

同二点について。

所論は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らないのみならず、第一点について既示したとおり原判決の判断に誤りはない。

同第三点(原本に第二点とあるが誤記と認める)について。

所論は、判例違反をいうが、実質は、量刑不当を主張するにすぎない。そして原審の量刑に不当のかどはない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 小林俊三 裁判官 河村又介 裁判官 垂水克己 裁判官 高橋潔)

弁護人今長高雄の上告趣意

第一点 被告人豊島一広が昭和二十八年九月十四日樹宮修に対し同人の肩の附近を数回踏み付けたり左胸部を数回蹴りつけ治療約十日を要する左側胸部打撲傷を蒙らせたとの点に付。

(1) 医師植田謙吉の昭和二十八年九月十四日附作成の診断書によれば、診断名(2)は左側胸部全体に渉り打撲痛

を訴え特に胸部Ⅳ—Ⅴの高さに一致すると思はるる側胸に疼痛を訴ふるも外見的には打撲痕(例えば皮下溢血、腫脹又は肋骨骨折)等を証明せず。とありこの診断書によれば外見的には、即ち医師の診断結果上は何等の傷も認められないと云ふわけである。即ち何等の傷害が無いと云ふわけである。樹宮修が打撲痛を訴えた。ここが痛いと疼痛を訴えたものであるが本人がここが痛いと訴えたからとて直ちに傷害ありとなすべきものではない。それは本人の主張に過ぎない。本人がここが痛いと云ふ訴えに基き果してその訴えのやうに傷害があるかどうかをしらべるのが診断である。此の診断書に記載してある意味は「本人は痛いと訴えた。而し診断の結果は何等の傷も無かつた」と云ふことである。傷害は無かつたと云ふのである。さすれば本件は無罪でなければならぬ。診断書記載の「十日以内に疼痛去るべし」と云ふに至つては何等の根拠も無い、良い加減な出鱈目に過ぎない。

(2) 原審(福岡高等裁判所)に於ける証人植田謙吉の証言によれば、樹宮修が外数名と共に診察に来た。左側胸部が痛いと訴えた。打診、聴診等内面的診察の外、外面的にもあらゆる方法の診察をしたが何等の傷も見当らなかつた。ところが樹宮の母が診断書をくれと云ふたので「……と訴ふるも処見を認めず」と云ふ診断書を提出した。するとその翌日巡査が来て何日位経つたら治ると書いてくれと云ふたので一応十日位と書いた。これは巡査から無理に頼まれたので書いた。自分は外科医である。それは内面的、外面的には何等の傷は認めなかつたが医師として診察に来たものはその訴えにより処方上必ず何等かの病名はつける。而しそれは実際上の取扱でそれは本人の訴えにより何等診断上病気が無くても一応何等かの病名を付けるのである。何等かの訴えがあれば医師として取扱上、不問に付するわけにはいかない。処見が無くても一応治療の対象とせねばならぬ。

ところである。旨証言している。此の証言によれば診断上は外見的にも内面的にも同等の傷は認められなかつた。ただ本人が痛いと言ふから一応医師として取扱上病名を附したに過ぎない。本人の訴えがあれば医師として不問に附するわけに行かないので一応その主訴に基づき病名を附したに過ぎない。実際その傷(病名)があつたと云ふのではないのである。尚同証言によれば鎮痛の目的で一日注射したとある。而しこれは本人が痛いと言ふから一日注射をしたものに過ぎない。実際傷害を認めたから注射したと云ふのではない。注射をしたのは本人が痛いと言ふたからである。注射をした、それは本人が痛いと言ふたからだ、と云ふことは注射をしたのは傷害があつたからでは無いと言ふことである。

(3) その他に樹宮修に対する傷害を認むべき証拠は全くない。

(4) 医師植田謙吉作成の昭和二十八年九月十四日附診断書の診断名(1)は小指の切創でこれは大長健一によるもので被告人豊島一広には関係の無いものである。而して本件は大長健一と被告人豊島一広とは共同被告人とはなつてゐるが別個の傷害事件として起訴せられてゐるもので共犯では無く、従つて大長健一の加えた傷害(診断名(1))は被告人豊島一広には関係が無いのである。

刑法第二百四条に傷害とは生理的機能に障害を生ぜさせることである。もとよりそれは身体の内部に発生すると外部に発生するとを問はないが身体の内部又は外部の何れかに生じたものでなければならない。以上の事由により原判決は明に従来の判例に違反して居るもので一例を挙ぐるも、明治四十三年(レ)第二七九号・同年四月四日大審院第二刑事部判決(刑録第一六輯五一七頁)、大正十一年(レ)第一七六三三号・同年十二月十六日大審院第三刑事部判決(刑事判例集第一卷八〇〇頁)、大正十四年(レ)第二〇七〇号・大正十五年七月二十日大

審院第一刑事部決定(法律新聞一五九八号九頁、法律評論十五卷刑法二八九頁)。原審の此の点に対する認定は明に右に記載した大審院判例と相反するものである。依つて原判決は刑事訴訟法第四百五条第三号に該当するものである。

第二点 仮に以上の事情が刑事訴訟法第四百五条第三号に該当しないと仮定するもそれは刑事訴訟法第四百六条に該当してゐるものである。

(1) 昭和二十九年三月三十一日被告人豊島一広は大長健一外敷名と共に北村忠に対し傷害を負はせたと云ふ点につき観るに犯行の動機が悪質でない。大長健一の妹婿で被告人等の仕事仲間であつた平塚盛が昭和二十八年三月三十一日作業現場で貨車にはさまれて死亡しその一周忌が来たので作業現場主任の処に金五千円の借借を頼まうと考えた。すると事務員の北村忠が居て主任の市川に取次がずに拒否した。そこで然らば明日仕事があつたら頼む、三名位の仕事を頼むと申込んだ。その作業により労賃を得やうと考えた。一周忌の費用を捻出しようと思ふた。すると北村は又明日は仕事は無いとすげなく拒否した。そこで若輩の北村忠の態度は甚だ不遜だと立腹して殴ることになつたものである。これは不良の徒輩と徒党を組んで他人にいんねんをつけて金員を喝取るとか又は些細の事にいんねんをつけて喧嘩をいどんだものとは異なる。それ等に比すれば動機は悪質でない。(2) 本件は第一、第二を通し兇器を携帯しそれを使用して傷を負はせたのでもなし又棍棒類で殴打したのでも無い。手拳又は足蹴に過ぎないから犯行の手段方法が悪質でない。(3) 本件記録第二四の二(274丁)編綴の被害者等の歎願書(北村忠、市川周善、広吉弘文等の歎願書)により明なる如く被害者とは私和成立し被害者も処罰を求めている。(4) 本件記録第二四の二(291丁)編綴の昭和二十九年六月七日附保釈願添附上申書(専務利勘定義、現場監督市川周善等の上申書)により明白なやうに双方私和成立、且被告人も責任を以て今後此のやうな行為はさせないとあり。以上の事情であるに拘らず原判決は被告人に対し懲役十月と云ふ重い苛酷なる判決の重渡をなした。傷害罪は学説上結果的加重犯と言はれて居る。暴行の故意さえあれば傷害の故意あることを要しないものとする。大審院判例 明治四十三年十二月九日判

法(刑律十六卷二二三九頁)、最高裁判所 昭和二十二年十二月十五日判決(最高裁判所判例集二卷八〇頁)、右の判例に説示してある通りである。これは傷害罪成立の要件であると同時にその趣旨は刑の量定上に於ても傷害罪は依つて生じた結果と云ふ点に重点をおいて量定せらるべきことの趣旨である。本件原判決の認定事実によるも治療日数極めて短く傷害は極めて軽微である。然るに此れに対し懲役十月に処した原判決は明に右に掲げた判例に相反して居り刑事訴訟法第四百五條第二号に該当するものである。

○参 照

第一審判決の主文及び理由

主 文

被告人豊島一広を懲役十月に被告人大長定雄、同土谷信義、同井上唯男を各懲役六月に処する

被告人四名に対し未決拘留日数中各四十日を右各本件に算入する

訴訟費用は全部被告人等の連帯負担とする

理 由

第一、被告人大長定雄は仲仕の現場監督、同豊島一広は定雄の義兄弟で仲仕の現場監督、被告人土谷信義は定雄の従兄弟で仲仕、被告人井上唯男は右定雄方に同居している仲仕であるが被告人等は先に定雄の兄大長健一が外兵合同株式会社事務員北村忠に金五千円の貸手方を要求して拒絶されたことに憤慨し健一、通称「石川の時」こと山口時夫等と共に謀の上昭和二十九年三月三十一日午後五時半頃門司市西海岸通りの前記外兵合同株式会社埠頭作業所事務所に赴き被告人井上が右事務所出入口附近に張番をし被告人定雄、同豊島、同土谷の三名が建一等と共に事務所内に立入り同所に居合せた北村を先づ健一において「武様」と怒鳴りつけて同人の顔面を手拳で殴り山口が北村の着ていたシャツの襟首を掴んで逃げられない様にし

て被告人土谷が北村の顔面を手拳で殴り続いて石川、被告人定雄、同豊島等が順次手で殴りした上被告人三名は健一等と共に北村を蹴つたり踏みつけたりして暴行し更に逃げ出す同人を井上が事務所附近で捕え同所で被告人定雄が「警察に行くなら行つて見よ」と云い乍ら北村のシャツを掴んで前に引倒して頭部を靴で蹴りつけた上同人を始め被告人豊島、同土谷、同井上の四名において健一、山口等と共に北村の周囲より同人を蹴つたり踏んだりして暴行をなし因つて右北村の顔面腫部及び左下顎部等に治療約十日間を要する挫傷及び振傷を負はしめ

第二、被告人豊島一広は昭和二十八年九月十四日午後七時頃門司市畑田町三丁目大長健一方に於て些細な事より坐つていた樹宮修の周附近を数回踏みつけた上頭を手で覆つて俯向けとなつた同人の左側胸部を数回蹴り因つて同人对し治療約十日間を要する左側胸部打撲痛を蒙らしめ
たものである。

(証拠説明は省略する。)

尚被告人土谷信義は昭和二十五年五月十六日福岡地方裁判所小倉支部に於て恐喝罪により懲役六月(昭和二十七年四月二十八日政令第一一八号減刑令によりその刑を懲役四月十五日に減軽)に処せられその当時刑の執行を終つたものであることは同被告人に対する前科調書により明らかであり、被告人豊島一広は昭和二十九年四月八日小倉簡易裁判所に於て略式命令により傷害罪につき罰金千円に処せられ正式裁判の申立をなしたが同年五月四日之を取下げ右裁判は確定したものである事は同被告人の当公庭における供述により明らかであり被告人井上唯男は昭和二十五年五月二十日福岡高等裁判所に於て暴行罪、銃砲所持禁止令違反により懲役一年に、同二十七年四月一日熊本地方裁判所玉名支部に於て銃砲刀剣類所持取締令違反により懲役六月(昭和二十七年四月二十八日政令第一一八号減刑令によりその刑を懲役四月十五日に減軽)に、同二十七年十二月二十三日鹿尾簡易裁判所に於て賍物牙保罪により懲役十月罰金五千円に各処せられ孰れもその当時刑の執行を終つたものであることは同被告人に対する前科調書調託書同各並同被告人の当公庭における供述により之を認める。

胸部打撲痛と身体傷害

(法令の適用)

被告人大長定雄関係

刑法第二百四條、罰金等臨時措置法第二條第一項、第三條第一項第一号、刑法第六十條(懲役刑選択)

被告人土谷信義関係

刑法第二百四條、罰金等臨時措置法第二條第一項、第三條第一項第一号、刑法第六十條(懲役刑選択) 刑法第五十六條、第五十七條

被告人豊島一広関係

第一事実につき刑法第二百四條、罰金等臨時措置法第二條第一項、第三條第一項第一号、刑法第六十條(懲役刑選択)

第二事実につき刑法第二百四條、罰金等臨時措置法第二條第一項、第三條第一項第一号(懲役刑選択)

以上につき刑法第四十五條後段、第五十條、第四十五條前段、第四十七條、第十條(第一の傷害罪の刑に法定加重)

被告人井上唯男関係

刑法第二百四條、罰金等臨時措置法第二條第一項、第三條第一項第一号、刑法第六十條(懲役刑選択)、刑法第五十九條、第五十六條、第五十七條

訴訟費用の負担につき刑事訴訟法第八十一條第一項本文、第八十二條

ゆて主文の通り判決する。(昭和二十九年七月五日福岡地方裁判所小倉支部)

第二審判決の主文及び理由

主 文

本件各控訴を棄却する。

当審における訴訟費用は、被告人豊島一広の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、被告人等の弁護人今高雄提出の控訴趣意書記載のとおりであるからこれを引用する。

同控訴趣意第一点について

(一) 原判決が判示第二の事実認定の証拠に供した樹宮修に対する医師植田謙吉作成の診断書に「診断名(2)は、左側胸全体に涉り打撲痛を訴え、特に胸椎ⅩⅪの高さに一致すると思われる側胸に疼痛を訴うるも、外見的には打撲痕(例えば皮下出血、腫脹又は肋骨骨折等)を証明せず」との記載のあることは、論旨摘録のとおりであるが、右の記載並びになお続いて書かれた「合併症を来さざる限り、十日以内に疼痛去るべし、十日以内に全治するものと認む」との記載事項及び当審で調べた同医師の証人としての供述を総合すると、医師植田謙吉は、右診断書を作成するにあたり所論のように、些の診断をすることもなく、ただ樹宮修の主訴するところをそのまま記載したのではなく、同人の主訴に基づき、視診、聴診、打診等詳細な診断をした結果同人の身体に外見的な打撲痕は見当らなかつたが、主訴のとおり同人の左側胸部、特に胸椎ⅩⅪの高さに一致すると思われる側胸に疼痛の存することを確認した上、全治まで十日間位を要するものと認めて診断書に右のとおり記載をしたものであり且つその胸部の疼痛に対する治療として、二日間同人に鎮痛のための注射を打つた事実が認められるので、樹宮修の左側胸部には、事実、疼痛の存したことが明らかであり、しかも、原判決の挙示した証拠によると、同人のその胸部の疼痛は判示の方法により被告人豊島一広の加えた暴行の結果、生じたものであることを認定することができる。

ところで、刑法にいわゆる傷害とは、他人の身体に対する暴行によりその生活機能に障害を与えることであつて、況く健康状態を不良に変更した場合を含むものと解されるので、他の身体に対する暴行により、その胸部に疼痛を生ぜしめたときは、外見的に皮下出血、腫脹、又は肋骨骨折等の打撲痕は認められないにしても、身体の内部における機能運動に障害を与えて、健康状態を不良に変更させたものとして傷害を負わせたものと認めるのが相当であるから、挙示の証拠により、被告人豊島一広は樹宮修に対し、判示方法により暴行を加え左側胸部に判示打撲痛を齎らしめた事実を認定判示し、これを

胸部打撲痛と身体傷害

傷害罪に問難処断した原判決は正当であつて、所論のように、右事実の認定が誤つてゐるということではできない。それ故、前記診断書の記載を「本人の訴えたとおりに書いた」ものであり、しかも「本人は痛いというたが診察の結果は、何も傷はなかつた」との趣旨に解して、傷害の事実を否定し、原判決の事実既認を主張する論旨はその理由がない。

但し、原判決の挙示した関係部分の証拠を総合すると、被告人大長定雄は、被告人豊島一広、同山谷信義、同井上唯男等とともに、さきに自分の兄大長健一が、判示北村忠に金五千円の貸与方を要求して拒絶されたことに憤慨し、同人に暴行を加えて腹纏をしようと思ひ、右健一や判示山口時夫等と共謀の上全員ヘイヤーに乗車して判示日時判示外資合同株式会社埠頭作業所に赴き、右同行者等がそれぞれ判示のとおり北村忠に暴行を加えた外、自分も同時に同事務所内で同人を手で殴打し、蹴つたり踏みつけたりした上、更に事務所の表に逃げ出したところを「警察に行くなら行つてみよ」と云いながら、同人の胸倉をつかんで前に引き倒し、靴で頭部を蹴りつけるなどの暴行を加へ前記同行者等と共同で、北村忠に判示傷害を負わしめた原判示第一と同様の事実を認定することができる。証拠のうち、右認定にそわない部分は原審の措信しなかつたものと解すべきで、証拠の取捨選択並びにその証拠の証明力に関する判断が、経験則その他探証の法即に違背する点もなく、又記録を精査しても右原審のした事実の認定に誤があることも発見できない。

論旨は、被告人大長定雄は他の者達が先方で乱暴するのを制止するために行つたもので、現場でも他の者が殴ろうとするのを制止しているの、判示のように北村忠に暴行を加えた事実はないと主張し、市川周善、広吉弘文の司法警察員に対する各供述調書中、大長定雄が市川周善に「今日は済まなかつた」といつて謝つていたといひ又、市川周善に殴りかかろうとした兄の大長健一を制止し、他の者をして同人を外に連れ出させたといふ供述部分の存することは論旨掲示のとおりであるが右各供述調書によると、それはいずれも被告人大長定雄始め同行者達が、既に北村忠に対し前記認定のとおり暴行を加へ本件犯行に及んだ後の出来事であるから、被告人大長定雄の犯行を認定するについて何等妨げとならないし、又山本昭二の司法警察員に対する供述調書中、同人が街頭で大長定雄の母親から聞いた話の内容として、堪が憤慨して北村の処に押

しかけて行くといふと、息子の定雄が皆を止めて、市川のおやじさんには恩になつてゐるから行つてくれるなどいつたが既に酒を飲んでゐるため皆出て行つた云々の供述部分の存することも所論のとおりであるが、それは前記被告人大長定雄の犯行を認定するに足る部分の証拠と対比して容易に措信し難く、その他論旨主張の事実を肯認して前記認定を覆えずに足る証拠はないので、論旨は理由がない。

同控訴趣意第二点について

しかし、記録に現われた本件犯罪の動機、態様、罪質並びに各被告人の性格、年齢、経歴等諸般の事情を考えると、所論の情状を考慮に入れても、原審の被告人等に対する科刑は相当であつて、決して重いとはいえないので、論旨は採用するに由ない。よつて、刑事訴訟法第三百九十六条に従ひ、本件各控訴を棄却すべきものとし、被告人豊島一広に対する当審における訴訟費用の負担につき、同法第八十一条本文を適用して主文のとおり判決する。(昭和三〇年二月二日福岡高等裁判所第一刑事部)

○収 賄 被 告 事 件 (昭和三〇年(あ)第八四〇号 棄却)

【上告人】 被告人 其田末太郎 弁護人 須藤 静一

【第一審】 水戸地方裁判所太田支部 【第二審】 東京高等裁判所

○ 判 示 事 項

文化財保護委員会事務局保存部建造物課に勤務する文部技官の職務権限

文化財保護委員会事務局保存部建造物課に勤務する文部技官の職務権限